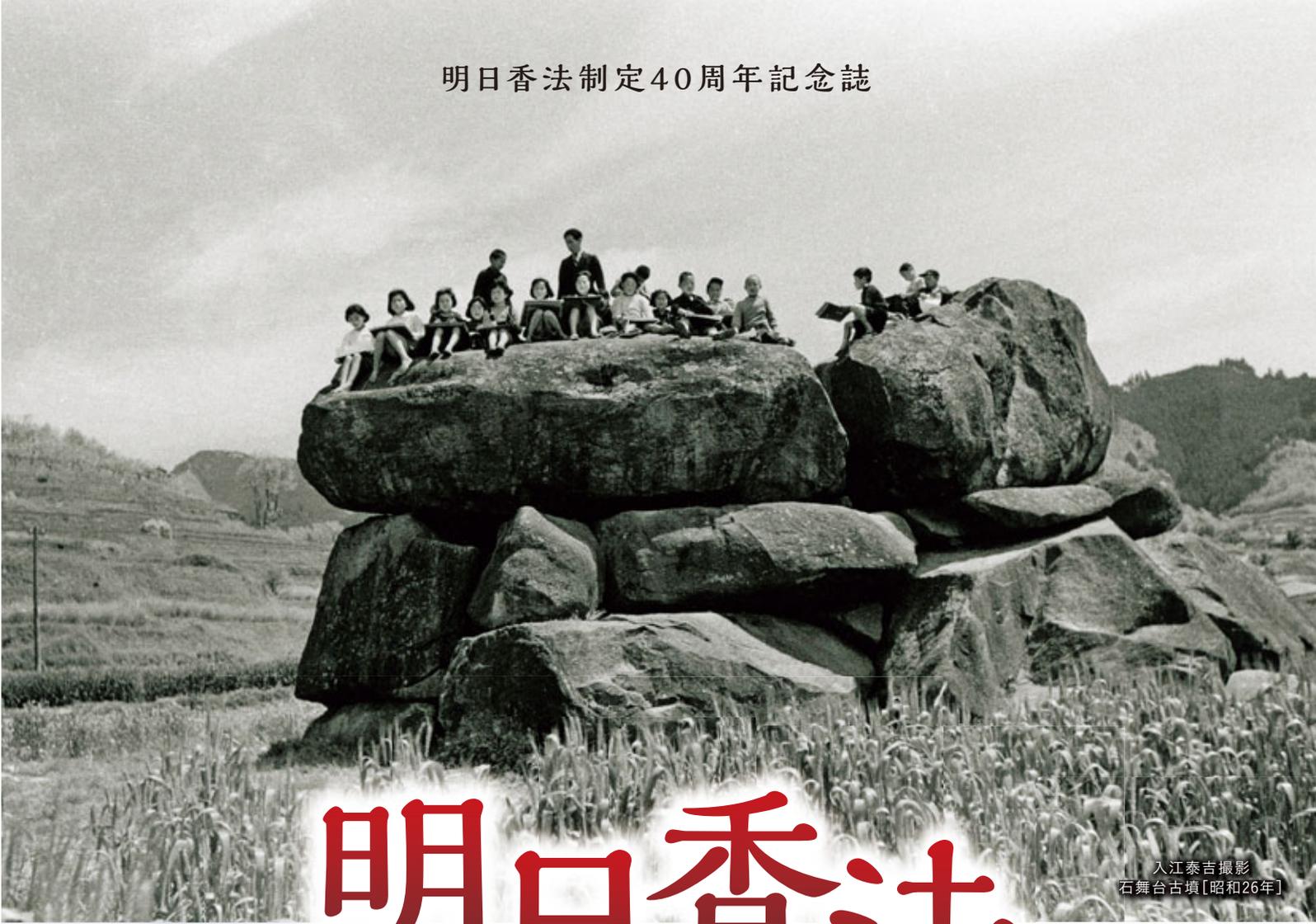


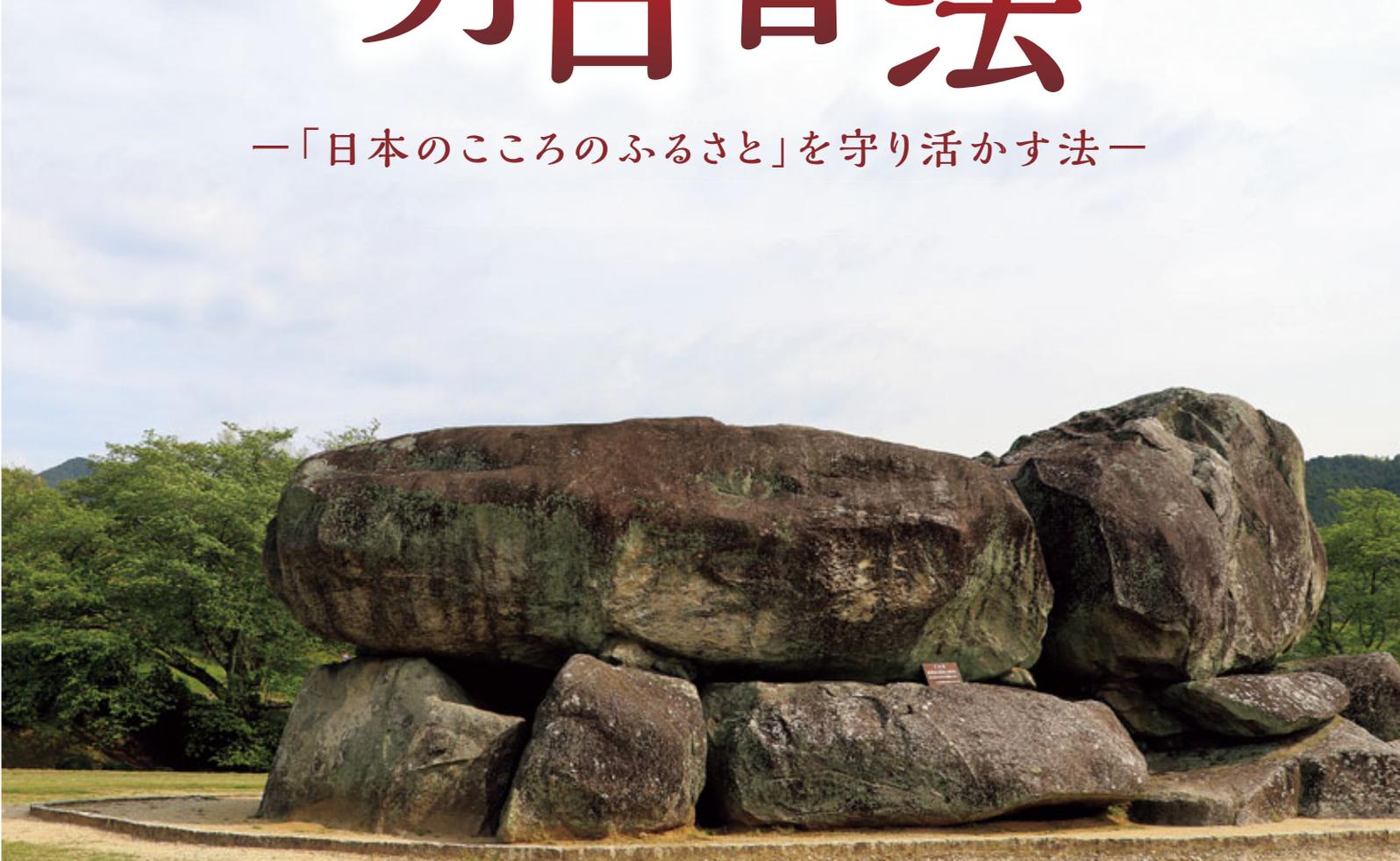
明日香法制定40周年記念誌



入江泰吉撮影
石舞台古墳[昭和26年]

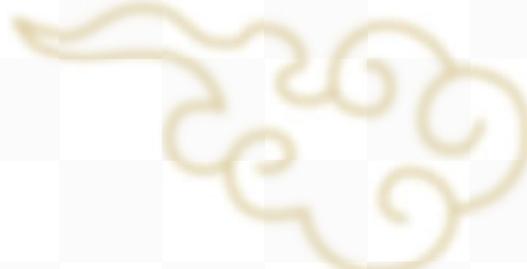
明日香法

—「日本のこころのふるさと」を守り活かす法—



奈良県 明日香村

石舞台古墳[令和2年]



明日香法

—「日本のこころのふるさと」を守り活かす法—



歴史を物語る 遺跡
古代を想起させる 地名
往時を偲ばせる 景観
自然が薫る 空気
そしてそこに住む 人々

これら全てを守り活かすための法律
それが明日香法です



導入

明日香法による 昔と今

「日本のこころのふるさと」と呼ばれる景観が
全村域にわたり今も残る明日香村
明日香に住む人々、明日香を愛する人々
多くの人々の努力により守られています
昔と今の写真で明日香法を振り返ります

昭和30年代前半

甘樫丘より飛鳥坐神社を望む

入江泰吉撮影



令和2年



令和2年

昭和49年頃

飛鳥川上流の稲渚集落





令和2年

—— 導入 ——

明日香法による

昔と今

昭和30年代

八釣集落



入江泰吉撮影

入江泰吉撮影



昭和31年

雷丘付近より天香具山を望む



平成30年

奈良文化財研究所提供



昭和33年 飛鳥集落遠景



奈良文化財研究所提供



昭和33年 飛鳥集落より天香具山を望む



令和2年



令和2年



入江泰吉撮影

昭和30年代前半
川原寺付近



令和2年

昭和30年代

奥山集落から雷丘を望む



入江泰吉撮影



令和2年





昭和10年 祝戸集落

遠望 .2-01-02. 京都帝国大学文学部考古学教室ガラス乾板写真：石舞台古墳発掘，1933-1935. 京都大学総合博物館・京都大学大学院文学研究科考古学研究室



令和2年

入江泰吉撮影

昭和51年頃 古宮土壇



奈良文化財研究所提供



令和2年



昭和20年代後半

岡寺界限



令和2年

—— 導入 ——

明日香法による

昔と今



昭和47年
高松塚古墳周辺

—— 導入 ——
明日香法による
昔と今

奈良県立橿原考古学研究所提供



令和2年



奈良県立橿原
考古学研究所提供



令和2年

目次

〈導入〉明日香法による昔と今 2

明日香法制定四十年にあたって 明日香村長 森川 裕一 10

明日香法制定四十年に寄せて 明日香村議会議長 福田 勇次 11

明日香法制定四十年に寄せて 国土交通大臣 赤羽 一嘉 12

明日香法制定四十年に寄せて 奈良県知事 荒井 正吾 13

[コラム①] 飛鳥路を撮る 14

〈第1部〉歴史回顧－明日香法制定の軌跡－ 15

歴史的風土の保存と生活の安定を求めた明日香法 16

明日香法制定に尽力した偉人たち 18

明日香法のあゆみ 22

〈第2部〉日進月歩－明日香法制定から現在－ 27

明日香法のある風景 28

[コラム②] 保存は創造を抜きにしてはありえない 32

〈第3部〉未来永劫－明日香村がつむぐ未来－ 33

〈会談〉これからの明日香村に期待すること 34

〈鼎談〉これからの明日香村に期待すること 38

[コラム③] 奈良県 明日香村 43



明日香法制定四十年にあたって

明日香村長 もりかわ ゆういち 森川 裕一



明日香村では、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（明日香法）により、全村が規制の対象区域となってから40年が経過しました。

その結果、明日香村に都があったことを示す歴史的文化的遺産と、代々引き継がれた自然と暮らしに密着した伝統行事や文化的景観など、その周辺環境とが一体となった歴史的風土が良好に保存され、現在に至っています。

これはひとえに、生活に大きな影響を与えることとなった規制を受け入れ、生活や活動を行ってきていただいた村民皆様の努力の賜と感謝申し上げますとともに、ご支援いただいております「飛鳥古京を守る議員連盟」の皆様、「明日香村保存・整備PT」の皆様、国や県の行政機関の皆様、飛鳥保存にご協力いただいております企業及び皆様方に深く感謝申し上げます。

明日香法制定当初、本村では、歴史的風土を凍結保存することに主眼がおかれていました。しかし、関係する皆様のご理解により、歴史的風土を創造的に活用することが保存にもつながっていくことを認識いただけるようになり、少しずつではありますが創造的活用の取り組みを進めることができるようになりました。現在は、3つの「日本遺産」の認定を受け、さらには「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の世界遺産登録を目指しており、その構成資産等を活用した文化観光戦略として「明日香まるごと博物館づくり」を押し進めています。これは、国民の財産である歴史的文化的遺産を村民が負担しながら、ただ凍結保存して風化させていくのではなく、村民の財産としてしっかりと活用し、その結果、歴史的文化的遺産をその価値を含めて未来に向けて継承していこうとするものであります。

明日香村では、「日本のこころのふるさと」といわれる歴史的風土をこれまで以上に良好に保存していくために、明日香村の価値をより広く国内外の皆様にご知っていただき、ご支援いただけるよう自らも努力してまいります。皆様には、引き続き多大なるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。





明日香法制定四十年に寄せて

明日香村議会議員 福田 勇次

明日香法制定 40 周年記念誌が発刊されますことに、心からお祝い申し上げます。

明日香法は、「明日香村の歴史的風土を守っているのは住民であり、その住民の生活を安定・向上させるための施策が必要である」として、昭和 55 年に制定されました。

ふり返りますと、これまでに、道路や上下水道、幼稚園、健康福祉センター、防災拠点施設、農業基盤整備などの生活基盤の整備や、国営飛鳥歴史公園、飛鳥資料館、万葉文化館の整備など、他の市町村と比べても遜色のない整備が行われてきました。

一方、全村が土地利用規制の対象となったことで、大規模な開発が行われず村の景観は守られてきましたが、急激な人口減少が進み、昭和 55 年の国勢調査で 6,987 人であった本村の人口が、令和 2 年の国勢調査で 5,237 人になっています。とりわけ、少子高齢化による人口構造バランスの不均衡をもたらすとともに、産業・雇用の場の創出機会を逸してきたのも事実です。

現在、国全体で文化観光を進める動きがあります。今まで規制により守られてきた歴史文化資源を十分に活かせる機会が到来したといえます。その取組により村全体が活性化していくことを期待します。

また、本村は「日本の心のふるさと」と言われ、そこに住んでいる私たちを、うらやましく想っていただいている方がたくさんおられます。今後も、皆さんからそう想っていただける地域となっていけるよう、また、住民が住み続けたいと思える生活環境を構築するため、村議会としても村とともに邁進してまいります。

結びに、明日香法制定 40 周年を契機に、明日香村が明日香村らしく発展することを祈念しまして、発刊によせる言葉とします。





明日香法制定四十年に寄せて

国土交通大臣 あかば かずよし 赤羽 一嘉

「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」(明日香法)が昭和55年に施行されてから令和2年で40年目を迎えました。

明日香村は、6世紀末から7世紀末にかけて我が国の政治の中枢を担い、律令国家としての体制がはじめて形成された地であり、古代国家の形成過程を示す宮跡や寺院跡、古墳といった数多くの遺跡や、当時、我が国と中国大陸、朝鮮半島等の東アジア諸国との間で深い交流があったことを示す遺物や壁画等が存在するなど、我が国の歴史にとって極めて重要な地域であります。また、同村は、これらの歴史的文化的遺産とともに、飛鳥川などかつて万葉集で詠われた風景を偲ばせる自然的環境、棚田や集落等の農村環境や歴史的なまちなみ、地域で継承されてきた祭礼・行事等が一体となって、類まれなる貴重な歴史的風土を形成している地域でもあります。

明日香村における国民共有の財産を良好な状態で保存し、後世に伝えることは極めて重要な意義を有しています。一方で、これらの財産は、農林業等の地域の産業をはじめとする明日香村の皆様の日常的な生活の中で保存され育まれてきたものでもあり、将来にわたって良好に保存していくためには、住民生活の安定や産業の振興との調和を図ることが不可欠です。明日香法は、こうした認識のもと、明日香村の歴史的風土の保存に向けた世論の高まり、当時の奈良県知事や明日香村長をはじめとした行政関係者、さらには文化人や経済界のご尽力により制定に至ったものです。

明日香法施行から40年の間、明日香村の皆様のご協力と関係各位のご尽力により、明日香村における数々の遺産、自然的環境や農村環境、歴史的な町並み等が良好に保存されるとともに、生活基盤の整備等による住民生活の安定と利便性の向上の両立が図られてきました。

今後は、この貴重な歴史的風土を保存するだけでなく、我が国が世界に誇るべき財産として、日本国内にとどまらず、広く世界に発信し、次世代へと引き継いでいくことが重要となります。国土交通省といたしましても、関係者の皆様方との連携のもと、明日香村における歴史的風土の更なる保存・活用に取り組んでまいりたいと考えております。

明日香法施行40年という節目に当たり、関係各位のこれまでのご努力に心から敬意を表しますとともに、今度とも明日香村における歴史的風土の保存・活用に一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。





明日香法制定四十年に寄せて

奈良県知事 あらい しょうご 荒井 正吾

「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」(明日香法)が昭和55年に制定・施行され、40周年を迎えられましたこと、誠におめでとうございます。

この法律により、明日香村全域が、6世紀末から7世紀末にかけて政治の中核がおかれ、日本の律令国家体制が形成された地であり、価値の高い歴史的文化的遺産が良好な田園風景や自然環境とともに保存されてきました。明日香村の価値は長い歴史の中で重層的に育まれてきた多様な歴史的文化的資源からなり、これらが一堂に揃う非常に希有な地域です。

また、明日香村の村民の皆様には、厳しい土地利用規制により生活が制約されるにも関わらず、懸命な取組への協力により、明日香村の歴史的風土が今日まで守られてきたものと、感謝に耐えません。

一方、明日香法は、村民の理解と協力のもと、歴史的風土を保存するため、国等において講ずべき特別の措置が定められており、国のご支援により明日香村の歴史的風土が守られてきました。県としましても、第5次明日香村整備計画を作成し、歴史的風土創造的活用事業交付金などの支援を行ってきたところです。

このようにして守られてきた歴史的風土は、村民の豊かな生活を確保するだけでなく、近年は、村内外からの移住等の希望、飛鳥らしい店舗の開業などが増えつつあると聞いています。さらに、明日香村が橿原市、桜井市と共に目指している「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の世界遺産登録についても、令和6年登録を目指して推進しているところです。長い年月をかけて守られてきた歴史的風土は、訪れる方々を引きつける魅力を持っています。このような歴史的風土を守る活動は、国内外の古都飛鳥ファンをより一層増やすことにも繋がっていくと期待しています。

しかしながら、歴史的風土の主要な要素である農村景観の保全は、生活様式の変化や担い手不足により危機に面しています。県といたしましても、明日香整備計画に基づいて、引き続き、国や村をはじめ、県民・企業等の皆様と連携・協働しながら、明日香村の歴史的風土の保存に尽力してまいります。

この機会に明日香法について多くの方に関心を深めていただき、明日香村の歴史的風土の価値を再認識するとともに、明日香村の歴史的風土の保存、継承、創造的活用への理解が一層進むことを願っています。



飛鳥路を撮る

街を行き交う人や農村で働く人、遊ぶ子どもたちの姿、どこまでも続く農村風景など、昭和 20 年代から 30 年代の飛鳥路のかざらない風景が記憶とともに入江泰吉氏による写真として現代に伝えられています。入江氏は何度も足を運んだ飛鳥路に対する想いを以下のように述べています。

「千数百年前の古代には、大陸先進国の高度な政治や文化などを積極的に導入し、統一国家としての体制が調えられた。それとともに仏教文化の興隆が計られるなど、国の礎が築かれ、高度な都市文化の発祥をみた、さわめて意義深い土地柄なのである。

だが、この飛鳥の都も平城へ遷されるに及んで衰微の一途を辿り、いつしか廢墟と化してしまった。

その廢墟の地に、いまなお生きとし生ける山川草木の佇まいのうちに、飛鳥時代の興亡の歴史が色濃く漂い、そしてその地下には高度な文化財の数々が埋没している。

この古京の跡に立って何気なく眺める風景そのものは、どこにでも見うけられる盆地のひなびた農村の佇まいに過ぎないのである。

私が大和路を撮りはじめたころ、予備知識が浅かったせいもあって、いったい何をどう狙うべきかと戸惑ったものである。

しかし、幾度となく訪れてゆくうちに、このさりげない佇まいの陰に、そこはかとなく漂う気配が感じられるようになった。それは滅びのかもすあわれにもはかなげな気配であり、しみじみと心に沁みいるものがあつた。そういう微妙な深々とした気配は、大和路のなかでも飛鳥古京にとくに濃く漂っていると思う。

大和三山をかなめにして広がる盆地の中央を飛鳥川が流れ、春にはれんげの花で田圃が埋まり、空にはひばりが囀る。初夏には見渡すかぎり鮮やかな新緑に覆われ、爽やかな風が吹きわたる。秋ともなれば樹々は黄葉に衣替える。木枯しが吹き、雪が舞う冬の佇まいは、他の季節の趣きとは異なり、肅然とした雰囲気にも包まれる。

飛鳥路の自然景観は冬はともかくとして、見た目には明るい美しさがある。しかし、古京への思いを込めて見つめると、それをあわれにも美しいと覚える。つまり日本人固有の美意識がそのように覚えるのであろう。」

『入江泰吉 大和路巡礼 2 飛鳥・葛城古道』(1985 年 集英社)より



入江 泰吉 (いりえ たいきち) 1905 ~ 1992

主に大和路の風景、仏像、行事などの写真を撮影し、高い評価を受ける。主な写真集に『古色大和路』『萬葉大和路』『入江泰吉写真全集』など多数。

四季折々、様々な表情を見せる風景。そこに暮らす人々。歴史的風土と調和するそれら全てが作品となる明日香村。その魅力に惹かれ明日香村を訪れる数多くの写真家をはじめとした芸術家たち。その中でも入江氏はこれまで数多くの作品を遺し、現代を生きる我々に未だなおその美しさを訴え続けてくれています。

第1部

歴史回顧

—明日香法制定の軌跡—

歴史的風土の 保存と生活の 安定を求めた 明日香法

多くの人の明日香村への想いが実を結び、
制定された明日香法。
人々の暮らしに根ざしたこの法律は、
明日香村の歴史的価値を高め、普遍的価値を
伝えています。

昭和30年代

高度経済成長期

第二次世界大戦後の日本は、エネルギーや技術、流通等のあらゆる分野で、諸外国においても類例のない急速な成長を遂げ、著しい経済成長期を迎えました。国民生活にも大きな影響を与え、豊かな生活環境をもたらしました。一方、急激な物価上昇や大都市圏と農村の人口格差の拡大、さらには公害など、多くの問題も提起されました。

日本の古都10都市

- ①かつて政治や文化の中心地であった都市
- ②歴史文化資源が集中し、かつ広範囲にわたる自然的環境と一体をなして、「歴史的風土」を形成している都市
- ③市街化等が顕著で「歴史的風土」の侵犯のおそれがあるため、対策を講ずる必要のある都市
上記全てに該当する都市が「古都」として指定されています。

昭和41年

古都保存法

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
昭和41年1月13日公布
昭和41年4月15日施行

高度経済成長期には全国で開発が相次ぎ、各地で大きな議論を呼びました。京都タワー建設計画、双ヶ岡の開発問題、若草山の観光道路、三笠山のビル開発、鶴岡八幡宮の裏山を削る宅地造成計画などに対して、日本人の心のふるさとである風景を破壊すべきではないということが叫ばれました。このような背景のもと、歴史文化資源の一つひとつではなく、それらと一体となった自然的環境のすべてを「歴史的風土」と捉え、その風土・環境を開発の波から守り、次世代へ繋げていくことを目的として、議員立法により古都保存法が制定されました。



概要

古都保存法では、国土交通大臣が、歴史的風土を保存するため必要な区域を歴史的風土保存区域と指定することができ、区域に指定すると歴史的風土保存計画を決定しなければならないとされています。さらに、歴史的風土保存区域の重要な部分を構成している地域については、都市計画で歴史的風土特別保存地区を指定することができます。特別保存地区内では、行為の規制が行われ、行為を行う際には、知事等の許可が必要となります。許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたす場合は、府県において土地を買い入れる措置があります。

昭和40年代前半

明日香村に訪れる危機

人口増加や交通網の発達に伴い、本村周辺でも宅地開発が行われ、都市化の波が押し寄せようとしていました。一方、主要産業である農業は、零細化、後継者不足で苦境に立たされていました。古都保存法によって指定された区域の現状保存を図るだけでは、歴史的風土は守りきれず、一方で産業は衰退し、活力のない村になってしまいます。住民の暮らしを豊かにすること抜きに、環境と一体となった歴史的風土を守ることはできないのです。

概要

明日香法では、古都保存法の特例及び国等において講ずべき特別の措置が定められています。明日香村の全域を古都保存法の歴史的風土特別保存地区に相当する地区として、現状の変更を厳に抑制する第一種歴史的風土保存地区及び著しい現状の変更を抑制する第二種歴史的風土保存地区として指定することや住民生活との調和を図るための明日香村整備計画の策定や明日香村整備基金の造成による支援等が明記されています。

昭和40年代後半

危機感をバネにして

村民は関係者とともに、この危機に立ち向かうため全国に向けて声をあげました。「声の直訴状」が政府を動かし、飛鳥古京を守る議員連盟が結成され、住民の生活と調和した歴史的風土の保存のための「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策について」の閣議決定（昭和45年12月）が行われました。

昭和55年

明日香法

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法
昭和55年5月26日公布・施行

閣議決定により様々な施策が始まりましたが、史跡や観光客のための施設の整備などは予定通り実施されたのに対し、住民生活の向上に関する施策については遅れがちになっていました。住民からの不満の声などを受けて特別立法の制定への要望が高まり、歴史的風土審議会などの審議を経て、古都保存法の特例及び国等において講ずべき特別の措置を定める明日香法が誕生しました。明日香法は、古都保存法の心髄である“古き良きものを守る”ことをベースにしながらも、そのためには住民の生活のさらなる向上が不可欠という考え方を基本としています。明日香村のかけがえのない風土を未来に向けて創造的に創り直していくのが、明日香法の目的だといえます。



御井敬三氏提供

[1918 ~ 1971]

御井敬三

みいけいぞう

漢方医

総理の心を動かした「声の直訴状」

御井氏は小学校を卒業する頃から視力が低下して鍼灸師の道歩み、大阪市内で東洋医学研究所を主宰していました。鍼灸を続ける中、漢方脈診が千数百年の昔、飛鳥の地に伝わったことを知り、空気的美しさや素朴な景観に心を打たれ、明日香村に移り住まれました。周辺から開発の波が押し寄せ、明日香村の景観が破壊されるという危機感を感じ、当時の美しい明日香村をこれからの世代に伝えて行く必要性を訴えられました。また明日香を愛する人々を育てる場として私財を投じて「飛鳥村塾」を開講されました。さらに飛鳥保存の必要性を紙面ではなく、自らの声を吹き込んだ「声の直訴状」を当時の佐藤栄作総理に送り、国家的見地から飛鳥保存に動き出すきっかけを生み出されました。

声の直訴状 (1970年2月 / 原文のまま、一部抜粋)

(略)ご承知のように、明日香村は大和朝廷発祥の地であり、日本の古代国家が初めてその形を整え、法治国家として出発した古京であります。古代の大和朝廷の殆どが飛鳥に都を置き、そうしてこの飛鳥を中心にして大和國家は栄え、この飛鳥を中心として古代文化の輝かしい数々が生まれ、やがて大和の名は日本全体を意味する言葉となってまいります。このように、古代日本の政治と文化の母胎となったのが明日香でこの飛鳥こそは、「日本の心のふるさと」の名に値する唯一の存在でもあるといえます。したがって、明日香の古京を逍遙すれば誰も日本のこの国が如何にして形成され、如何なる経路を辿ってきたかを回想せずにはおられないでしょう。(略)日本民族のふるさととも言うべき明日香の自然と風物、世界に誇るべき貴重な史跡は、どんなことがあっても守らなければなりません。(略)そしてさらに、明日香を守るというよりも、これによって国民精神の作興を図るとなれば、どうしても明日香古京法というような別の法令によって明日香を日本人の精神のふるさととして、村民の生活保障を含めた建設的な処置が取られなければならないでしょう。(略)明日香を守ることは、いわば史蹟を守ると言うたぐいではなく、又、「温故知新」といわれる古きを尋ねて新しきを知るとどまらない、更に大いなるものが秘められているところに意義があります。(略)

飛鳥保存の必要性を総理に提言

知人の御井敬三氏から、飛鳥保存の必要性を訴えられた松下氏は御井氏による訴えを「声の直訴状」として録音し、当時の佐藤栄作総理に届けることを提案されました。これが契機となり、総理や政府閣僚が次々と飛鳥の地を訪れ、日本の心のふるさとである飛鳥を守るべきとの世論も高まり、国家的見地から明日香村の保存が決定しました。また、明日香村の保存には官民一体の協力が必要と考え、財団法人飛鳥保存財団を設立し、その初代理事長に選任されました。財団の設立により、飛鳥総合案内所、研修宿泊所等が次々と建設され、飛鳥保存対策は急速に前進し、明日香法制定の礎を築かれました。

まつしたこうのすけ

松下幸之助

実業家



明日香村名誉村民

古都飛鳥保存財団提供

[1894 ~ 1989]



明日香村名誉村民

わきもとくまじろう

脇本熊治郎

初代明日香村長

[1886 ~ 1974]

村民の立場から 飛鳥保存の必要性を提起

合併により明日香村が誕生する以前から高市村長として、飛鳥の発展に向けた取り組みを実施されてきました。村長在任中は石舞台古墳をはじめ、飛鳥寺、川原寺、橘寺、豊浦寺の保存整備を推進するとともに、公共施設の建設を相次いで実施するなど、明日香村の保存と発展を先進的に進めてきました。また、明日香村周辺での開発の波による景観保存の声を受け、甘樫丘の土地買収などを実施しました。明日香村の発展のため、村民の立場から歴史的風土の保存と住民生活の向上を訴え続けるとともに、国や有識者等の議論を重ねられ、明日香法の基礎を形作られました。

明日香法制定に 尽力した 偉人たち

各方面で活躍しておられた方々のご尽力が大きな原動力となり、明日香法が制定されました。

末永雅雄

すえながまさお

奈良県立橿原考古学研究所初代所長
関西大学名誉教授



明日香村名誉村民

奈良県立橿原考古学研究所提供

[1897 ~ 1991]

考古学的視点から 飛鳥保存の必要性を提起

日本考古学史上、画期的な発掘調査とされる石舞台古墳や高松塚古墳、飛鳥宮跡などの調査を指揮し、それらの保存と整備の必要性を全国に発信されました。有識者や経済界の有志による「飛鳥古京を守る会」では初代会長に就任され、世論を巻き込み国家的見地から明日香村の歴史文化資源の保存をさらに充実するよう働きかけられました。明日香法制定を議論する国会では参考人として文化財の保護並びに歴史的風土の保存等の必要性について考古学の立場から説明され、明日香法の制定に大きく貢献いただきました。

飛鳥古京を守る会

飛鳥古京を守る会は、明日香村の古代遺跡と歴史的風土を保存し、飛鳥古京を守り、これを後代に残すことを目的として設立されました。飛鳥を愛する多くの方々から賛同を得て、末永雅雄氏を会長、犬養孝氏と辰巳利文氏を副会長、他多数の有識者を委員等として構成し、飛鳥古京の保存に関する事業の推進や史跡の調査並びに関係資料の収集・保存・活用を実施されました。現在は、「飛鳥を愛する会」に名称を変え、活動を継続されています。

国文学的視点から 飛鳥保存の必要性を提起

市民講座において万葉集に詠われた地をめぐり、往時を想起しながらその土地の風景・自然現象・そこに吹くなどを感じる旅行を開催し、国民に親しみやすい万葉集の普及に尽力されました。万葉集の故地である明日香村の保存の重要性は早い段階から提起されていました。飛鳥に関する著書も多く出版され、国民に広く飛鳥保存の認識を深められました。明日香法制定を議論する国会では、参考人として文化財の保護並びに歴史的風土の保存等の必要性について国文学の立場から説明され、明日香法の制定に大きく貢献いただきました。

大阪大学名誉教授

犬養孝

いぬかい たかし



明日香村名誉村民

犬養万葉記念館提供

[1907 ~ 1998]



犬養孝氏と万葉歌碑
犬養万葉記念館提供

開発の防波堤となった万葉歌碑

犬養孝氏が揮毫された万葉歌碑は日本全国に141基あります。このうち15基が明日香村にあり、その第一号歌碑が昭和42年に甘檜丘を開発の手から守るため、その中腹に建立されました。当時全国各地で、故地や豊かな自然をどうすれば開発の手から守れるのか、手をこまねいていたところ、明日香村の犬養孝氏の万葉歌碑が、開発の防波堤になったという話が伝わり、全国から犬養先生に万葉歌碑の揮毫の依頼があったと伝わっています。

明日香法制定に尽力した 偉人たち

飛鳥保存の必要性を 国民に発信

寺尾勇氏は、飛鳥時代の風景を心の中に思い描いた景観である心象風景として捉え、目に見える自然景観だけではなく、精神的な風景の重要性を強く訴えられていました。明日香村の内なる魅力を言葉として表現し、多くの国民に影響を与えました。歴史的風土審議会専門委員として、国や有識者に対して飛鳥保存の必要性を強く投げかけられました。また、明日香法制定を議論する国会では、参考人として村民の暮らしと歴史的風土の保存の調和の必要性について説明され、明日香法制定に大きく貢献いただきました。さらに新聞への寄稿や明日香村に関連する書籍を多数刊行するなど、飛鳥保存の必要性を広く国民へ紹介され、全国的な飛鳥保存の機運を後押しされました。

奈良教育大学名誉教授

寺尾勇



[1907 ~ 2002]

てらゐ ゆう

明日香法制定及び 創造的活用への転換に尽力

建設省の職員として都市計画業務に携わる中、飛鳥ブームによる飛鳥保存運動に直面されました。国会議員となってからは、飛鳥古京を守る議員連盟の明日香保存特別立法委員会の委員として立法の原案作成にあたり、明日香法制定に直接携わられました。さらに明日香法制定後、一段落していた議員連盟を再発足するための趣意書を自ら起草され、竹下登会長（当時）の就任に奔走されるとともに、創造的活用と世界遺産登録の必要性を積極的に主張されました。政界引退後も明日香村との強い関係が途切れることなく、多様な場で指導的役割を果たしていただきました。

野呂田芳成

のろたほうせい

元農林水産大臣・元防衛庁長官

明日香村名誉村民



[1929 ~ 2019]

全国民的視野から明日香村を支援

1970年5月20日、国会議員170名より「飛鳥古京を守る議員連盟」（橋本登美三郎会長）が設立されました。現在も国会議員で構成されている自由民主党「飛鳥古京を守る議員連盟」（細田博之会長）及び公明党「明日香村保存・整備PT」（北側一雄座長）により、明日香の価値を再認識し、全国的視野に立って、飛鳥文化の保存と活用の取組を支援いただいています。



飛鳥古京を守る議員連盟	初代会長	橋本登美三郎
	第2代会長	竹下登
	第3代会長	綿貫民輔
	第4代会長	細田博之

明日香村保存・整備PT	初代座長	北側一雄
-------------	------	------



明日香法の あゆみ

1966
昭和 41 年

4月15日
「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)」が施行。

7月4日
古都保存法における古都として明日香村を定める。

1967
昭和 42 年

12月15日
明日香村歴史的風土保存区域の指定(約391ha)。

1968
昭和 43 年

1月26日
明日香村歴史的風土保存計画の決定。

4月27日
明日香風致地区の指定。

1969
昭和 44 年

2月19日
明日香村歴史的風土特別保存地区の指定(飛鳥宮跡約55ha、石舞台地区約5ha)。

1970
昭和 45 年

2月下旬
東洋医学研究家、御井敬三氏により明日香村の歴史的風土の保存と住民の誇りをうたった「声の直訴状」を、松下電器産業株式会社松下幸之助会長を経て佐藤栄作内閣総理大臣に提出。

3月7日
「飛鳥古京を守る会」発足(初代会長末永雅雄氏)。

4月21日
奈良県が「飛鳥・藤原長期総合計画」(明日香村整備計画の原型)を策定。

5月1日
奈良県知事が明日香村を訪れ、村長・村議会議員・各種代表と懇談会を実施。

5月15日
奈良県が佐藤栄作内閣総理大臣に「飛鳥・藤原地域長期総合保存開発構想」を提出。

5月20日
「飛鳥古京を守る議員連盟」発足(初代会長橋本登美三郎氏)。

5月24日
明日香村史跡研究会(会長福井清康氏)により、「明日香の将来を考える村民会議」を開催。

6月28日
佐藤栄作内閣総理大臣が甘樫丘など、明

過去を知らずして、現在を知ることはできない
現在を知らずして、未来を拓くことはできない
制定から40年を迎えた明日香法。

そのあゆみを振り返ります。



1956年
甘樫丘からみた風景



1967年
田んぼに佇む亀石

奈良県立橿原考古学研究所提供



1963年
飛鳥宮跡の発掘調査



1970年 佐藤栄作内閣総理大臣が明日香村を視察



1970年
奈良県知事と地元代表との懇談会

1970年
明日香の将来を考える村民会議の開催



福井清康氏提供

1971
昭和 46 年

日香村を視察。「国・県・村が協力、住民の納得できるように保存したい」と発言。

11月24日
関係各省庁に「飛鳥・藤原地域対策に関する要望書」を提出。

12月18日
「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」を閣議決定。

4月1日
財団法人飛鳥保存財団が設立（理事長松下幸之助氏）。
近畿地方建設局飛鳥国営公園出張所が開所。

5月27日
建設大臣が「飛鳥国営公園の整備方針について」を決定。

10月1日
現地視察に来県の前飛鳥古京を守る議員連盟に「飛鳥・藤原地域対策に関する要望書」を提出。

1972
昭和 47 年

3月21日
高松塚古墳で極彩色壁画を発見。

10月16日
国営飛鳥歴史公園祝戸地区の建設に着手。

1973
昭和 48 年

2月13日
国立飛鳥資料館の建設に着手。

3月15日
財団法人飛鳥保存財団が飛鳥総合案内所を開所。

3月26日
高松塚古墳壁画の寄附金付き記念切手を一斉発売。

1974
昭和 49 年

6月1日
公園緑地管理財団飛鳥管理センター発足。

7月22日
国営飛鳥歴史公園祝戸地区が開園。

7月23日
飛鳥古京を守る議員連盟事務局および関係議員が関係行政庁に「飛鳥地方の保存対策に係る特別立法に関する要望書」を提出。

1975
昭和 50 年

1月27日
飛鳥古京を守る議員連盟に「明日香保存対策に係る特別立法に関する要望書」を提出。

3月1日
国立飛鳥資料館が開園。

9月12日
飛鳥古京を守る議員連盟に「飛鳥対策特別立法要望書」を提出。

1976
昭和 51 年

9月1日
国営飛鳥歴史公園石舞台地区が開園。

10月21日
高松塚壁画館が竣工。



1970年
飛鳥古京を守る議員連盟の視察



1970年代
増える飛鳥ファン



1970年代
住宅地開発の波



1970年代
明日香村役場周辺



1972年
高松塚古墳で極彩色壁画を発見



1973年
高松塚記念切手発売に長い列

国営飛鳥歴史公園提供



1976年 国営飛鳥歴史公園石舞台地区の開園

1977
昭和 52 年

10月29日
高松塚周辺地区を「国営飛鳥歴史公園」に追加するため、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策の一環としての都市公園の整備について」を閣議決定。

1978
昭和 53 年

6月7日
福田赳夫内閣総理大臣に特別立法の早期制定を陳情。特別立法の早期制定要望書を提出。

5月28日
福田赳夫内閣総理大臣が明日香村を視察。奈良県・明日香村及び飛鳥保存財団からそれぞれ総理に「飛鳥保存対策にかかる特別立法に関する要望書」を提出。総理は記者会見で積極的な姿勢を示す。

10月25日
飛鳥古京を守る議員連盟飛鳥保存特別立法委員会において早期制定を決議。政府に「飛鳥地方保存特別立法に関する決議」を提出。

12月20日
飛鳥保存財団が大平正芳内閣総理大臣に飛鳥地方の歴史的風土及び文化財の保存のための特別立法措置について」の陳情書を提出。

1979
昭和 54 年

2月21日
飛鳥古京を守る議員連盟飛鳥保存対策特別立法委員会において特別立法案の要旨を決定。

2月28日
飛鳥古京を守る議員連盟は、政府に対して「明日香地方における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別法の制定について」を申し入れる。

5月28日
村は、「特別立法試案（野呂田芳成参議院議員案）」を37大字の総代に発表。

12月4日
天皇陛下、明日香村に行幸。甘樫丘において明日香村の歴史的風土を視察。

1980
昭和 55 年

2月5日
明日香法の国会提出を閣議決定。政府は明日香法を衆議院へ提出。

4月1日
国営飛鳥歴史公園甘樫丘地区が開園。

4月4日
衆議院建設委員会で審議。（参考人 愛水典慶明日香村長、末永雅雄関西大学名誉教授、犬養孝大阪大学名誉教授他）

4月18日
衆議院建設委員会で可決。衆議院で可決。

4月22日
参議院建設委員会で審議（参考人 上田繁潔奈良県副知事、末永雅雄関西大学名誉教授、寺尾勇奈良教育大学名誉教授）

5月8日
参議院建設委員会で可決。

5月9日
参議院本会議で可決・成立。



1978年 福田赳夫内閣総理大臣が明日香村を視察

国営飛鳥歴史公園提供



1980年 国営飛鳥歴史公園甘樫丘地区の開園



1980年 参議院建設委員会の視察



1980年 衆議院建設委員会の視察



十景の聖蹟も
明日香特別立法成立
明日香特別立法成立の意義は、飛鳥の歴史を後世に伝えることにある。飛鳥は、天智天皇の御宇に於いて、大和政権の都として、日本列島の政治的・文化的中心地であった。その歴史を後世に伝えることには、飛鳥の歴史を後世に伝えることにある。飛鳥は、天智天皇の御宇に於いて、大和政権の都として、日本列島の政治的・文化的中心地であった。その歴史を後世に伝えることには、飛鳥の歴史を後世に伝えることにある。

1980年 明日香法の公布施行



1980年 明日香村の風景

1981
昭和 56 年

5月26日
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法公布施行。

6月20日
明日香村整備基金条例、明日香村議会で可決。

6月24日
明日香村整備基金条例公布施行。

8月18日
明日香村歴史的風土保存計画の決定。

11月1日
明日香法制定記念式典の開催。

12月27日
明日香村における都市計画を決定（第1・2種歴史的風土保存地区の決定、明日香風致地区及び種別の変更）。

2月24日
明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画（第1次明日香村整備計画）の承認。

7月29日
飛鳥古京を守る議員連盟が国関係者に「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法に係る国の特別の助成についての要望書」を提出。

9月
明日香法制定1周年記念広報「あすか」縮刷版発行。

12月
奈良県と明日香村が飛鳥古京を守る議員連盟に「明日香村特別法に係る国の特別の助成についての要望書」を提出。

10月23日
国営飛鳥歴史公園高松塚周辺地区が開園。

9月28日
明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画（第二次明日香村整備計画）の承認。

5月
明日香法制定15周年、住民啓発やシンポジウムを実施。

5月7日
飛鳥古京を守る議員連盟再発足（竹下登元内閣総理大臣が会長に就任）。

4月
「明日香村を考える村民集会」で竹下登氏が来村・講演。

3月
国土交通省が明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金を創設。

9月28日
明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画（第三次明日香村整備計画）の承認（歴史的風土の凍結的保存から創造的活用が示される）。



1980年 明日香法制定記念式典の開催

国営飛鳥歴史公園提供



1981年

明日香法制定1周年記念広報「あすか」縮刷版の発行



1985年
国営飛鳥歴史公園高松塚周辺地区の開園



1994年 明日香法制定15周年のシンポジウムを実施



1997年
飛鳥古京を守る議員連盟の再発足



1998年
明日香村を考える村民集会

2001

平成 13 年

2002

平成 14 年

2003

平成 15 年

2007

平成 19 年

2010

平成 22 年

2011

平成 23 年

2013

平成 25 年

2014

平成 26 年

2015

平成 27 年

2016

平成 28 年

2020

令和 2 年

2021

令和 3 年

4月
キトラ古墳の石室内で「朱雀」を確認。

3月30日
景観ボランティア明日香設立。

5月27日
天皇后両陛下、明日香村に行幸啓。酒船石遺跡を視察。

4月1日
国営飛鳥歴史公園事務所発足。

2月1日
「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」を記載した世界遺産暫定一覧表をユネスコ世界遺産センターへ提出

7月23日
明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画（第四次明日香村整備計画）の承認。

4月1日
明日香村景観条例施行。

9月
「奥飛鳥の文化的景観」が重要文化的景観に選定。

4月18日
自由民主党「飛鳥古京を守る議員連盟」と公明党「明日香村保存・整備PT」による議員連盟が再スタート。

4月22日～5月18日
東京国立博物館で特別展「キトラ古墳壁画」を開催。

4月24日
日本遺産「日本国創成のとき～飛鳥を翔た女性たち～」の認定。

4月4日
天皇后両陛下、明日香村に行幸啓。高松塚古墳・同壁画館を視察。

9月24日
国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区・四神の館が開園。

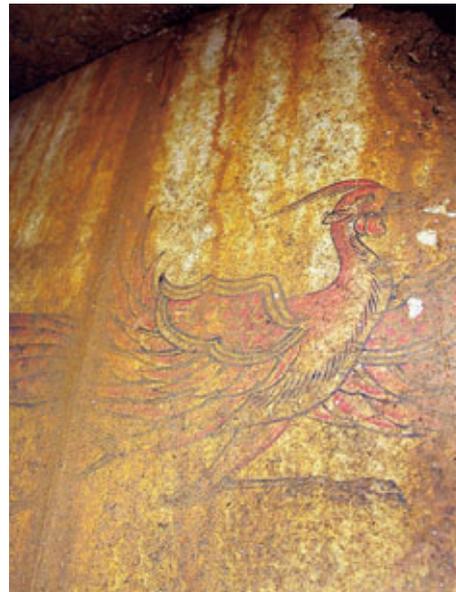
3月
高松塚古墳壁画の修復が終了。

3月30日
世界遺産「飛鳥・藤原」の推薦書（素案）を文化庁に提出。

4月6日
明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画（第五次明日香村整備計画）の承認。

9月18日
明日香村役場新庁舎建設事業（実施設計）着手。

3月30日
世界遺産「飛鳥・藤原」（修正版）の推薦書（素案）を文化庁に提出。



2001年 キトラ古墳で「朱雀」を確認



2011年 「奥飛鳥の文化的景観」が重要文化的景観に選定



2014年 特別展「キトラ古墳壁画」



2015年 『日本国創成のとき～飛鳥を翔た女性たち～』日本遺産の第一号に認定

国営飛鳥歴史公園提供



2016年 国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区・四神の館の開園

第2部

日進月歩

—明日香法制定から現在—

明日香法のある 風景

明日香法は「古き良きものを守る」ことを基本としながら、
そのためには村民生活の向上が不可欠とする考えに基づいており、
保存だけではなく、
村民生活の向上を明記していることが特徴となっています。

明日香村 整備計画

明日香法に基づき、道路や河川等の整備を推進する明日香村整備計画の策定や、村民の生活向上のための様々な支援を盛り込んだ明日香村整備基金・明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金による事業が実施されています。

| 明日香法に基づく措置 |

明日香村整備基本方針

▼
明日香村整備計画

明日香村整備基金

▲ 補完措置

明日香村歴史的風土
創造的活用事業交付金

国土交通大臣が「明日香村整備基本方針」を定め、これに基づき奈良県知事が「明日香村整備計画」を策定します。この計画に基づき、奈良県と明日香村は道路や河川、下水道、都市公園、教育施設、厚生施設、消防施設、農業用施設等の生活基盤の整備や文化財の保護等に関する事業を実施しています。計画期間は10年で令和2年度から第5次整備計画が始まっています。第5次整備計画では、従来の取り組みに加え、世界遺産の登録に向け、理解の促進や各種整備、地域活性化の取り組み等を推進し、明日香村の地域活力向上を図ることが目的とされています。

第1次整備計画

(昭和55年度～平成元年度)

[計画の基本的方向]

- ・生活環境、産業基盤等を総合的に整備し、農林業を主体とした“歴史と文化のむらづくり”をめざす。



小学校の整備



生産基盤の整備

第2次整備計画

(平成2年度～平成11年度)

[計画の基本的方向]

- ・農林業等の産業振興
- ・保健・医療・福祉体制の充実



幼稚園の整備



健康福祉センターたちばなの整備

第3次整備計画

(平成12年度～平成21年度)

[計画の基本的方向]

- ・地域産業の振興などの地域活性化
- ・明日香村の歴史的風土を創造的に維持保全活用



農産物直売所の整備



万葉文化館の整備

第4次整備計画

(平成22年度～令和元年度)

[計画の基本的方向]

- ・景観形成等による明日香の魅力の向上
- ・歴史的風土を活かした観光・交流振興や地域活力の向上

大和飛鳥ニューツーリズム提供



教育旅行の推進

国営飛鳥歴史公園提供



国営飛鳥歴史公園キトラ古墳
周辺地区・四神の館の整備

第5次整備計画

(令和2年度～令和11年度)

[計画の基本的方向]

- ・明日香が有する価値の理解促進
- ・世界遺産にふさわしい整備



飛鳥宮跡・飛鳥京跡苑池の整備



明日香村役場新庁舎の整備

明日香村 整備基金

明日香法に基づき、国が24億円、県が6億円、村が1億円を出資して明日香村整備基金を造成し、その運用益で、以下の事業を実施しています。

- ①歴史的風土の保存を図るために行われる事業（大字管理組合に対する支援など）
- ②土地の形質又は建築物その他の工作物の意匠、形態等を歴史的風土と調和させるために行われる事業
- ③住民の生活の安定向上を図り、又は住民の利便を増進させるために行われる事業で歴史的風土の保存に関連して必要とされる事業（集会所整備の補助、農産物品評会の実施、農林事業の地元負担軽減）



盟神探湯



集会所の整備



農産物の品評会



綱掛神事

CGによる復元(飛鳥寺)





棚田オーナー制度

明日香村歴史的 風土創造的 活用事業交付金



小規模な農業基盤整備事業



古民家等再生基盤整備事業



飛鳥光の回廊



家屋の
屋根・外壁等
への助成

改修前

改修後

明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金は、明日香村整備基金を補完する役割を担い、明日香村の歴史的風土を創造的に活用して、以下の事業を実施しています。

- ①歴史的風土を活用した歴史文化学習の場の整備
- ②明日香村にふさわしい景観創出
- ③歴史的風土を活用した地域産業振興
- ④歴史的風土の保存についての国民啓発
- ⑤歴史的風土を活用した観光・交流による魅力向上
- ⑥民間企業・地域団体・外部人材等と連携した地域活性化

本交付金は平成11年度に創設され、令和2年度からは国から1億6千万円、県から4千万円の支援を受けています。

保存は創造を抜きにしてはありえない

昭和 47 年 1 月 21 日、飛鳥保存財団の飛鳥総合案内所（現在、道の駅「飛鳥」の総合案内所）起工式が近鉄飛鳥駅前広場で挙行政され、100 人を超える関係者が参列しました。起工の神事後、奈良県知事らによる来賓祝辞が行われ、その中で、飛鳥保存財団の理事であった川端康成氏が以下のような祝辞（抜粋）を述べています。



日本近代文学館提供

川端 康成（かわばた やすなり） 1899～1972

新感覚の作家として独自の文学を貫いた。昭和 43 年にはノーベル文学賞受賞。主な著書に『伊豆の踊子』『雪国』『古都』『眠れる美女』など多数。

保存は、創造を抜きにしてはあり得ない。
創造する力に支えられてこそ、美しきものは、
永遠に美しく、その真化を發揮するものである

昭和 47 年 1 月といえば、明日香村の保存が全国的に注目を浴び、その必要性が叫ばれている真っ只中でした。川端氏は「創造」という言葉を選び、明日香村の将来にそれが必要であることを述べられました。

時を経て、平成 12 年には明日香村の歴史的風土を凍結的に保存するだけでは、その魅力の輝きが失われるとして、創造的活用へ方向を転換しました。まさに川端氏が昭和 47 年の祝詞で述べていた「創造する力」を發揮する時代が到来したのです。

川端氏の発言からすでに 50 年近くが経過しています。明日香村が永遠に美しく輝き続けるため、保存・創造を両輪とした取組を進めていかなければなりません。



川端康成氏自筆の「飛鳥」と「明日香」

古都飛鳥保存財団提供

第3部

未来永劫

—明日香法がつむぐ未来—

歴史に想いをはせて

これからの 明日香村に 期待すること

明日香村や明日香法に関わりのある
議員の方々に
明日香への想いや今後の取組について
語っていただきました。

田野瀬太道：明日香法制定 40 年ということでこのような機会をもっといただきましてありがとうございます。本日は村長に上京していただいて、「飛鳥古京を守る議員連盟」会長、「明日香村保存・整備 PT」座長に明日香村に対しての思いを語っていただく機会ということで、よろしくお願いします。

森川裕一：明日香法制定から 40 年が経過します。飛鳥古京を守る議員連盟の皆様、そして明日香村の保存・整備 PT の皆様に大変お世話になっております。昨年 3 月に第 5 次明日香村整備計画ができあがりました。歴史的風土創造的活用交付金も、国と県を合わせて毎年度 2 億円にさせていただきました。また、世界遺産登録について、昨年 3 月に推薦書素案を文化庁に受け取っていただきました。これから世界遺産登録の話も本格的に進んでいくと思います。また、国宝高松塚古墳壁画の



衆議院議員
田野瀬太道

明日香村長
森川裕一

自由民主党
「飛鳥古京を守る議員連盟」会長
衆議院議員
細田博之

公明党
「明日香村の保存・整備 PT」座長
衆議院議員
北側一雄

保存公開施設についても、基本構想に着手するという話をいただいております。要望していたことが実現しており、本当に御礼を申し上げます。今までの取組について、先生方からお話をいただければと思います。

細田博之：明日香法制定から遡ること10年前の昭和45年に諸先輩方により「飛鳥古京を守る議員連盟」を発足していただきました。明日香法制定からは40年ですが、「飛鳥古京を守る議員連盟」発足からは50年が経過します。一時は、超党派の議員連盟として、「日本のこころのふるさと」を守るために活動をしてきました。その取組により、明日香村の歴史的風土が守られていたことは誇りに思います。平成9年には再発足をを行い、凍結的保存から創造的活用へと大きく舵を切りました。特に農林水産大臣などを歴任されました野呂田芳成先生は明日香法の制定から創造的活用へと明日香村の保存と発展に大きく尽力され、我々はその意思を継いでいます。私が会長をするよう命を受けたのは10年前です。その後、公明党「明日香村保存・整備PT」とは、一緒になって取組を行い、議員連盟として一步一步進んでいます。世界遺産登録については、最初から理想的な形でやろうとするのではなく、走りながら考えていけば良いと思います。大変大事な遺産があることは確かで、わが国の律令国家体制が初めて形成された時代の政治文化の中心的な地域です。これからも大切にしていきたいですし、それを世界に認めていただいて、多くの観光客、あるいは学生や子供たちにもサポートしてもらいたいと、心から願っております。

北側一雄：明日香村というと、森本晃司さんのことが偲ばれます。公明党の大先輩で、長年、奈良県選出の衆議院議員、参議院議員として活躍されました。2004年に政界を引退されましたが、その後も地元の奈良県で幅広く活躍されていました。その一つが、飛鳥京の観光ボランティアでした。私自身も大の古代史ファンで、昔から飛鳥はもちろん、奈良には度々訪れています。もう10年以上前だったと思いますが、明日香村で観光案内をしている森本さんにバッタリお会いしたのです。国会議員を引退しても、一県民として現場でボランティア活動に汗をかいておられる姿に感銘を受け



ました。明日香村応援大使も務めていた森本さんですが、飛鳥の歴史文化の保存を応援してもらいたいと熱心に要請を受け、公明党内に「明日香村保存・整備PT」を発足することとなりました。その後も国会内での会合に共に参加していただきました。

飛鳥の時代というのは6世紀から7世紀で、その前はいくつかの国々が連合を組んでいた時代だったと思います。そこから日本という国家が形成されていくのが、まさしく飛鳥時代だと思うのです。日本という国名が出てくるのも飛鳥です。我々の歴史を遡るとき、日本という国家がつくれる、その大事な時代の都です。ここをきちんと保存し、また将来に向けて発信をしていくことは、とても大事なことで、日本としてしっかりやっていかなければならないプロジェクトだと思います。これからも、森本先輩の思いを継ぎ、次世代、その次の世代にも、魅力ある発信ができるような、そういうまちづくりをサポートし、まさしく国の「まほろば」である明日香村の発展に力を尽くしてまいりたいと思います。

森川裕一：今おっしゃっていただいた、次の世代に残すためにということで、明日香村は今後、どのような姿を目指すべきか、ご提言いただければありがたく思います。

細田博之：明日香村も人口が減ってきています。明日香村のふるさとおこしの事業として人を雇って、観光事業や農林業の手伝い、あるいは史跡の関係でも雇用をして、年金、給与が保証されて働けるシステムがあります。国が支援するものですし、村全体のために働いてもらうことが大事です。地域おこしのために若い人が活動できて、生涯働ける、みんなが頼りにする、そういう枠組みになっています。是非活用してほしいです。一生、村に住もうという人を増やしましょう。その



結果、明日香村の歴史的風土は将来にわたり保存されていくのではないのでしょうか。

北側一雄：一つは魅力をどう発信するかです。明日香村は、日本の国家形成過程を理解する上で非常に重要な地域です。その国家形成過程を学び理解できる地域として、全国に、全世界に、どう発信していくかがとても大事だと思います。発信されたものは、やはり実物をみたくなるものです。写真や映像だけではなく、古代の歴史ある飛鳥に、実際にこの目で見てみたい、ふれてみたいというような発信をしていただきたいです。もう一つは持続性ですね。これは明日香村だけでなく奈良全体で、どう持続させるかという基盤をつくっていかれると思います。奈良県全体として、飛鳥という地域を、いかにゆるがさない、持続性のあるものとして発展させていくか。そのためには経済的な基盤が非常に大事です。そういう意味では民間の活力を活用することも大切なように思います。

細田博之：明日香法では、わが国の律令国家体制が初めて形成された時代の政治文化の中心的な地域であったことを偲ばせる歴史的風土を保存しています。この地域というのは明日香村全域が対象になっているわけで、地域住民の理解と協力が不可欠となります。そのためにも、この景観や環境の中で生活できることの喜びを感じていただけることや、今まで守られてきた景観や文化財を活かし、歴史的風土が我々の生活に役立っていると思えることが必要です。今は新型コロナウイルス感染症のため、全体がシュリンクしています。これも必ず克服していくのですから、いろんなお客さん

にきていただくことで、村の所得向上に繋がると思えます。やはり観光資源というものが大事ですね。

森川村長：新型コロナウイルス感染症の影響で、田舎が注目され、民間企業さんが明日香に目を向けていただいています。そういうことを踏まえて今のお話を伺いますと、「まさに今、頑張らなあかんねんな」という気持ちです。先ほどの話に引き続きですが、飛鳥・藤原の世界遺産ですが、明日香村を中心とした飛鳥地域一帯で最速2024年の登録を目指しています。それに向けて、先生方の思いをいただければありがたいです。

北側一雄：飛鳥には素晴らしい歴史や文化財が多くあります。これだけ集中している地域もそれほどあるものではありません。先程の話につながるのですが、この「見せ方」が非常に大事です。私の地元の百舌鳥・古市古墳群が世界文化遺産に登録され、ついこの間、仁徳天皇陵の拝所のすぐ隣にビジターセンターができました。先日行ってきたのですが、世界遺産になると、観光バスでどンドンと、本当にびっくりするぐらい観光客が来られます。ただ、観光客は「これなに？」という反応なのですね。見た目は山ですから。古墳群の魅力は上から見ないとわからないのです。ビジターセンターの中で、壁面と床面いっぱいを使った8Kの大きなスクリーンで、空撮した動画映像が見られます。それを見ただけで自分が空から見ているような気分になります。仁徳陵だけではなく古墳はいっぱいありますから、それを空撮した映像を見せてくれるのです。これはなかなか上手な見せ方だと思います。地元住民でも上から見た人なんていません。案内などで



あちこちにあることを言われても、よほど高いところに行かなければわかりません。いかに見せるかというのは、恐らく飛鳥においても大事です。飛鳥の場合は、高松塚、キトラもあります。立派な施設もたくさんありますので、是非、来た人がまたここに来たいと思ってもらえるように、また、帰ってから「よかったよ」と周りに宣伝してくれるような、そういうふうな魅力づくりを、知恵を出してやっていただきたいですね。

細田博之：私の地元でも「石見銀山遺跡とその文化的景観」が世界遺産に登録されました。そうしたらやっぱりお客さんがどんどんやってきました。「あんまり開発されていないからいいのだ」という話もありました。それから、松江には松江城がありまして、昔は国宝だったものが一旦重要文化財になってしまいました。また国宝に再指定されると、お客さんがどんどん来られるようになりました。出雲大社の関係では、天照大御神や須佐之男命にまつわる神話があるので、映像にするとみんな喜んでみてくれるのです。飛鳥にも、色々な物語がありますから、厩戸皇子をはじめとしたみなさんの劇を見せるとか、テレビで放映された映像の権利を借りて、常時映像を流したらいいと思います。そうしたものを活用することです。それから、歴史が背景にありますからそういう解説的なものがあれば意味があると思います。

北側一雄：明日香村は万葉集のふるさとですから、万葉集をもっと全面的に出されてはいかがでしょうか。万葉集は、偉い人だけの歌ではなく、市井の人々の暮らしも入っていて良いのではないのでしょうか。

森川村長：明日香村には県立万葉文化館もありますし、ある方からは万葉集の英訳をもっと世界に出したらどうかというご提案もいただきました。我々も視点を見落としていたと思います。最後に、「飛鳥古京を守る議員連盟」「明日香村保存・整備PT」の抱負も含め、今後もご支援賜りますように、一言ずつコメントをいただければと思います。

細田博之：発足から50年間、これまで数多くの先生方の賛同を得て、総力をあげて飛鳥の歴史的風土を守るための活動を続けてきました。歴史的風土を守り



続けるためには、地元住民の理解協力を得、さらには村外からの協力も得ていく必要があると思われます。そのためにも、引き続き地元に必要な取組、そして、世界遺産登録を見据え、明日香村を国内のみならず世界に発信して、世界的な視点から飛鳥の保存・発展に取り組めたらと考えています。会員数も増やし末永く応援していきます。

北側一雄：明日香村は国をあげて大切に守るべき地域であり、国民の財産といえる景観や文化財が良好に保存されています。そして、まだまだこれからも新たな文化財の調査結果が発表されるかも知れない楽しみな場所です。文化財の継続的な調査やその価値を伝えるための整備、そしてそこに住む住民が誇りに思える地域となるよう、国県村や関係団体が連携して取組が行えるようサポートさせていただきます。そして明日香村の歴史的風土が今後も大切に守られていくことを期待しています。

田野瀬太道：お二方本当にありがとうございました。細田先生からは重要なメッセージとして、マンパワーの重要性、そして雇用、地元がちゃんと持続的に潤わないと意味がないのだという切り口でお話をいただきました。北側先生からは発信をしっかりと強めていくこと、そして持続性が必要であること、さらに今後の活動内容について大事な観点を今日はおっしゃっていただきました。これを皮切りに森川村長もさらに頑張ってくださいと思います。引き続きご支援をよろしくお願い申し上げ、会談を閉会させていただきます。ありがとうございました。

会談日：令和3年3月24日

歴史に想いをはせて これからの 明日香村に 期待すること

これからの明日香村に必要なことは何か、世界遺産登録に向けてご尽力をいただいている先生方にお話を伺いました。

森川裕一：まずは先生方の明日香法に対する率直なご感想をお聞かせください。

木下正史：石神遺跡と飛鳥水落遺跡の発掘調査は、明日香法が大きな契機になっています。

明日香法で保存される歴史的風土は古代飛鳥の宮都の遺跡が原点であることから、文化庁が予算をとり、発掘調査が行われました。私は、奈良国立文化財研



増井正哉

ますいまさや

京都大学・奈良女子大学名誉教授
世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会専門委員会委員
明日香村景観委員会会長



木下正史

きのしたまさし

東京学芸大学名誉教授
世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会専門委員会委員
明日香村文化財顧問、明日香村都市計画審議会会長

究所に在籍しており、発掘計画の立案から、最初の発掘調査の現場での責任者として深く関わりました。

私の考えは、飛鳥寺の北から香久山までの、それまで発掘調査が行われていない約1kmの間を、幅30mぐらいのトレンチで発掘を行い、古代飛鳥の宮都の全体の枠組みを明らかにしていこうというものでした。その取っ掛かりが、明治時代に須弥山石・石人像の石造物が出土し、私が是非とも掘りたかった石神遺跡の発掘でした。この発掘は、当時有力であった飛鳥浄御原宮は石神遺跡より北にあるという説にも一定の回答を与えるであろうと調査を行った結果、どうも斉明紀に出てくる、蝦夷あるいは隼人の服属儀礼の施設である可能性が高いという結論になりました。さらに調査を重ねたうえで、飛鳥浄御原宮をここに求めるのはもう無理だなという結論に達しました。

同時に飛鳥水落遺跡の整備に伴う発掘調査を行い、斉明紀に中大兄皇子が日本で初めて作ったとある水時計台とわかりました。当時、日本書紀に記された政治施設が遺跡として見つかった例がまだなかったので、この発掘は特に印象深いものでした。

これらの調査は、ものすごくインパクトがあり、その後の調査に光明をもたらすような成果を生みました。それ以降、明日香村文化財課と榎原考古学研究所、奈良国立文化財研究所の3者で、本格的に継続した発

掘調査が始まります。

明日香法が始まった時点では世界遺産なんて全く考えようがなかったんですが、明日香法が大きなきっかけとなり、本格的な調査を重ねる中で、遺跡の中身や価値がわかるようになり、世界遺産登録に名乗りをあげることができるという状況になったと思います。ですから明日香法のインパクトはものすごく大きいわけです。

増井正哉：明日香法が制定されたのは、ちょうど私の大学卒業の年で、遺跡や歴史的町並みの保存に専門的に取り組みはじめた時でした。

日本の歴史的環境保全の流れから考えると、大きな過渡期に明日香法が成立されたと思います。伝統的建造物群保存地区の制度が1975年にでき、町並み保存がはじまり、世の中的に、景観の保全など、歴史的なものが大事だという認識が深まってきた時代です。そのなかで、明日香法が遺跡と景観をセットに考えて、しかもその保全と地域振興を抱き合わせていることをみると、その後の歴史的環境の保全と活用のあり方を中心に先取りしたものになっています。2019年の文化財保護法改正で、ようやく活用というものが全面的に出てきたところですよ。

木下先生のお話を伺って、明日香法で示された景観整備、埋蔵文化財の保全、それから地域振興がリンクしたときに、学術研究まで波及し、推進する力になっていたことに驚きました。

町並みを見ますと、残すべき景観があって、その中で建物が建て替わっていきます。急激な形ではなく、コントロールしながら景観を保全していくというのは実はすごく難しいことで、それを全村で、1980年というかなり早い時期に制度が作られ、調和を保ちながら進めてこられたことは、景観の分野から言うとモデル的で、非常に稀有な例です。このことは、世界に誇るべきことだと思います。

森川裕一：私は1981年に県庁に入り土地利用の担当をしていました。土地利用担当というのは市街化区域と市街化調整区域の線引きなどですが、1985年ぐらいから、景観の議論がずいぶん中心になってきました。飛騨高山の景観地区だったり、白川郷の伝建地区を

含めたまちづくりみたいな話が盛り上がってきて、各市町村で条例をつくったりということをやっている時期に、先進的な法律がつけられたというのは、すごく貴重な感じがします。

私の立場からすると、よくこの法律をつくられたのだなということと、よく村民が受け入れてくださったのだなと思いますし、先ほど先生方がおっしゃった通り、文化財の発掘調査にも号砲を鳴らしたということも踏まえて考えると、この明日香村のエリアは、非常に先駆けた地域であったのだなと実感しています。

先生方からは、明日香法制定当時の偉業についてお話をいただきましたが、そこから後の40年間をどう評価するかというところを、改めてお聞かせください。

木下正史：遺跡の保存や整備手法は、実はそんなに一直線に向上してきたわけではありません。地主さんの承諾を得ながら、史跡として保存し、一方で史跡整備を行い、遺跡の価値を高めていくという作業も一緒に進めなければいけません。それは簡単には進まないし、今でもいろんな問題を抱えていると思います。それでも、明日香法ができたことで、調査が進展すれば、史跡指定による遺跡の保存と、その整備によって、価値をわかりやすくし、もっと高めるような取組は、確実に進んできたという感じはあります。

明日香法以前だと、石舞台古墳や川原寺跡、伝飛

明日香村長

森川裕一





現物の遺構表示をした酒船石遺跡

鳥板蓋宮跡（現在の飛鳥宮跡）の整備が行われていましたが、インパクトは少なく、最も容易な整備が行われたといっていいと思います。明日香法によっていくつかの遺跡で、新たな整備が行われました。飛鳥水落遺跡の整備は、狭いという制約がありましたが、貼石遺構がすごく立派なので、それをそのまま見せようという方法を採用しました。その延長線上に、酒船石遺跡の亀形石造物も、遺構そのものを表示しています。これは遺跡を埋め戻した上に遺構の位置を示すような整備ではとても感得できないような迫力があると思います。明日香村は幸いにして石を使った遺構が多いので、保存処置さえ適切に行えば、なんとか遺構そのものを見せられるのではという、非常に有利な点を持っているんですね。それをできる限り進めていこうということです。

昨今ではやはり、牽牛子塚古墳の整備ですね。これは明日香村が大変努力されています。世界遺産的には色々議論があるところですが、墳丘の盛土はどんどん崩れていき盛土が崩れたら、石槨の保存に悪影響を与えるので、保存施設を作り、それを八角形で表現しようとしています。保存施設であることに重点がありますが、八角墳を復元することで、もう一つの付加価値を求めています。

現在、飛鳥宮跡と飛鳥京跡苑池の整備を奈良県で検討されていますが、やはりこれらもできるだけインパクトのある整備を考えていきたいという方向性かと思えます。全ての遺跡で同じ整備ができるわけではないでしょうけど、まだまだこれから様々な方法が開拓されて

いくと思います。

遺跡を観光利用する時、個々の遺跡を取り上げるだけでは、限界があります。多くの遺跡を相互関係の中に位置づけていくことが大切です。明日香村にある遺跡などを全部リンクさせて、どういうふうに巡るかとか、それぞれの場所にいろんな役割、意味合いがあるので、それをどう伝えるかというようなことを、トータルで考えていくという方法で、観光活用を考えるということが必要かと思えます。

明日香法ができて調査が進展し、様々なことが具体的に判明し出したことの延長線上に観光利用があると、そんなふう考えています。

増井正哉：明日香法は、個々の建物と土地の利用を規制しています。そのなかで、画期となったのは2004年でしょうか。景観法ができて、その後、明日香村でも景観条例がつけられています。規制が厳しくなったところはほとんどありませんが、より詳細で、より精度が高く、意匠的にも優れた指導ができるようになって、景観の質が高まってきました。景観条例が果たした役割はすごく大きかったと思います。

もう一つ大事な点は、明日香村の魅力が再認識されたことかと思えます。もともと、ひろく人気があったところではありますが、景観的な魅力や、個々の建物の魅力が再発見されてきたと思います。役場でも空き家のマッチングなどのサポートをされたりして、移住者が増えてきたり、お住まいの方などがお店をされたり、景観や建物の活用の仕方のオプションがわかりやすく示されてきました。景観の指導や規制の質が高



牽牛子塚古墳等整備事業（2022年春オープン）

まっていくなことが地域の魅力を高め、そこにいろんな人がやってきて、相乗効果的に地元の方々も元気が出てくるという循環が、全国にも広がっています。明日香村の場合は明日香法があったことから他の地域より10年ぐらい早く取り組んでいるような感じがします。住民の方々にとっては規制と考えられたかもしれませんが、明日香法が示した方向性の影響も大きかったと思います。

明日香景観委員会での議論を聞いていると、この10年間ぐらいで、遺跡、景観、土地利用の問題に対して、共通の価値観が生まれつつあります。とくに明日香法を前提として育った方々のなかに、同じような未来像を思い描いていくことができるようなバックグラウンドができつつあるのかなと思っています。そうした価値観の共有はひろがりつつあり、明日香法をベースにした明日香村の今後に大いに期待しています。

森川裕一：増井先生がおっしゃった、共通の認識みたいなものはできつつあるのかなという気はしています。特により若い世代、現在、建物を建て替える30代から40代の前半の世代の方々には生まれてからずっと明日香法があります。

明日香村にお住まいになっていて、その後に規制がかかった世代は、規制化に対して懸念を感じておられ、団塊の世代の方々の子供たちが出ていってしまったという嘆きをよく聞きましたが、今は次の世代が帰ってくるという方向が少しあります。そういうことは先ほどおっしゃった、共通の価値観みたいなものが新たにできつつあるようです。

明日香村は、規制が全域にかかっていますから、普通に生活している人も影響を受けてしまうというところがポイントだと思います。規制の影響で村から出ていってしまう一方で、誇りと思って住み始めたいという人たちが増えつつあるのはいいことだと思っています。

もう一つ、村全体をフィールドミュージアム化しようというような考え方も先代の関義清村長の時に提唱され、歴史的風土の創造的活用というものも、国にも認めていただき、議論し出したのが、2000年（平成12年）のころからだったと思います。そこから随分、

物事の考え方が変わってきました。村全体をどうするか、全体の景観プラス文化財をどういうふうを活用していくかという方向が、徐々に加速化してきているのかなという感じがします。特に世界遺産登録を目指すことは、村民のみなさん、村周辺のみなさん、あるいは国内外の皆さんに景観と文化財の活用についての意識をもってもらう良い機会となります。

現在、コロナ渦にあります。地方の村に外から移住してくる人たちが増えているという話を聞きました。これからの明日香村の目指すべき方向性も、今までとは変化していく時期になってきているのではないのでしょうか。

木下正史：歴史的な背景とか、あるいは古代の文化の背景とかを知らなかったら、明日香村の景観は日本のあちこちにある近世的な景観と大きな違いはありません。その景観が1400年、ひょっとすると1600年ぐらいまで遡る歴史の蓄積だということを理解すると、にわかには意味合いが深まっていく。村民全体にもかなり理解が深まってきたという、その意味がすごく大きいですよ。

明日香法が刺激を与えたのは非常に大きな意味があったと思います。やはり、まず、そこに住む人の心が変わらないと、目が変わらないと…ということをつくづく感じますし、法律などによる規制だけでは、大きくは変わりません。一過性のもので終わってしまう危険性をはらんでいます。蓄積の上に蓄積を重ねていくという、取組が非常にうまくいっているのかなと思います。

増井正哉：明日香村は大字別の景観計画を策定されています。策定プロセスのなかで自分たちの住んでいる地域の景観を、細かなレベルで見直すという作業を、大字ごとに進めておられるというのはやはりすごいな、と思います。

そういう作業をきっかけに、個性を活かしたむらづくりのなかで考えていただきたいことがあります。例えばちょっとした畦道が宮殿跡と関わっていたり、家の近所の古道は実は古代にはこんな意味があったというような驚き、つまり、暮らしている人間にとってのわくわく感とか、生活環境の豊かさを認識し体験することは、これからの暮らしのなかで、ますます求められていきま

す。まちづくり・むらづくりのなかで自分たちのまちやむら、自分たちの暮らしている場の見直しがより求められていく時代になっていくと思います。

これからの大事な軸足として、まるごと博物館と世界遺産を目指すということがあったと思いますが、これは、世界遺産になって世界中に明日香村の価値を知ってもらいたいという話と、世界中から明日香村にやってくる方々に明日香村の魅力を見直し・再評価してもらいたいという両方の意味があると思います。

住んでいる方々には、地域の魅力や価値をもう一度再認識すること、外目で見直ししてもらおうきっかけになると思っています。そして価値観を共有する人たちが、移住して店を開いたり、お住まいになったりということが、展開していけばいいと感じます。

世界遺産の話、明日香法の話など、明日香村というところでは、みんなが共通認識として持てる基盤をお持ちの場所だなというふうに改めて思いました。

森川裕一：ありがとうございます。

村外から見えるところが、村に住んでいると見えづらい。どこでもそうだと思うんですけど、たとえば明日香法をつくる際には、寺尾先生が、美しさという面で明日香は素晴らしいということ、国会でお話をされたとお聞きしています。あるいは、その10年前には松下幸之助さんや、いろいろな方々が一生懸命働きかけていただきました。それが今この時代になり、明日香法施行40年を経て、近隣の住民の方からも、「ああ、明日香ってすごいんだ」と言ってくれるようになりつつあるんだなと思います。

あるいは、何も知らない外国人の方からも、檀原から明日香に入った瞬間に、なんだか違うように感じたと言ってもらえるようになったことなど、一般の人が自然に感じてくれるようになったことが、明日香法の価値なんだろうと思います。

これから我々が、今先生方がおっしゃっていただいたように共通の価値観をつくっていく際に、村外から来られる方が、自然と感動していただくことを我々に示していただくことで、そこをよりよくしていこうという励みになると思います。

先生方には、より感度の高い指摘をしていただき、明日香村と関わりを持ち続けていただければなと思っておりますのでよろしくお願いします。

増井正哉：話は少し変わりますが、私が授業で明日香村をテーマにするときに、入江泰吉さんが撮った甘樫丘からの飛鳥集落を映した写真の今と昔を比べるんです。建物は増えていますが、古代からの骨格になる飛鳥寺の存在、それから、飛鳥寺の北側の境界が変遷していった景観、その後飛鳥坐神社が鎮座して、近世的な門前景観になっていき、現在、明日香法のもと、みなさんの懸命の努力で維持されている景観が映っています。飛鳥寺周辺の、様々な時代が重なりあった、文字どおりの重層的な景観なのです。

景観には、例えばピラミッドみたいに誰でも「わあ、すごいな」ってなるものと、ある見方が加わると、より感動し理解しやすくなる景観の両方があると思います。私たちがやることは、その補助線を引くことだと思います。つまりいろんな絵が重なり合っているのが現在の景観です。時代が重なり合って、隠れて見えないところに補助線を引くことで、ほらこんなふうに見えるよ、と。それが、重層的なものの活かし方かなと思っています。明日香村はまさにぴったりの場所かなと思います。

木下正史：私も時折、飛鳥京跡苑池の傍らから北の方を見て、天武朝の頃には、あそこに飛鳥寺の大伽藍があって、ここに飛鳥宮の役所施設があって…というふうな飛鳥の都の姿を想像をします。時代によってちょっとずつ変わる様子なども含め、それをイメージしてもらえるようにしていくことが、これから取り組むべきことですね。

森川裕一：ありがとうございました。今おっしゃっていただいたような、重層的というのが、我々のキーワードになるんだろうなと思いました。そういう見せ方をこれから探究できればなと思います。先生方のご指導を賜りながら、努力していきたいと思っています。色々興味深い話をしていただきまして、本当にありがとうございました。

鼎談日：令和3年3月22日

奈良県 明日香村

明日香村は、昭和31年7月、高市郡阪合村、高市村及び飛鳥村の三村が合併して誕生しました。奈良盆地の東南部に位置し、総面積が24.10km²となります。村の北西から北は、畝傍山、耳成山、香具山からなる大和三山が連なる橿原市に、東は多武峰山系により桜井市と吉野郡吉野町に、南及び西は高取山系により高市郡高取町と接しています。

我が国の律令国家体制が初めて形成された時代における政治・文化の中心的地域であり、宮跡や寺院跡、古墳といった多様な歴史文化資源が村内全域にわたって存在し、周辺の自然的・人文的環境と一体をなして、古代国家形成の記憶をとどめる他に類例を見ない貴重な歴史的風土を形成しています。



村章



村の木
[ツキ (槻・けやき)]



村の花 [タチバナ]



稲渚の棚田

飛鳥と明日香

『古事記』や『日本書紀』では、「アスカ」の地は必ず「明日香」ではなく「飛鳥」と記載されます。ところが『万葉集』では、「明日香」と「飛鳥」の両方の表記が認められます。

「アスカ」という地名には、「とぶとりの」という枕詞がつく場合があります。「とぶとりの」という枕詞は、「アスカ」の土地を讃美する言葉とされています。まだ文字がなかった時代から「とぶとりのアスカ」という言い方が定着したため、文字を使う時代になって「飛鳥」と書いても「アスカ」と読めるようになったと考えられています。

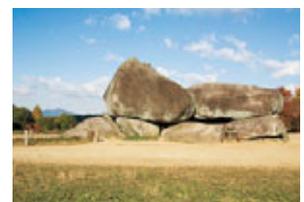
現在の村名は、1956(昭和31)年に三村が合併して、「明日香」村に統一されています。また、飛鳥寺が所在する地域は大字飛鳥として、「飛鳥」の地名を残しています。



飛鳥川の飛石



高松塚古墳



石舞台古墳

本記念誌制作にあたり、
ご協力いただいた方々に厚く御礼申し上げます。

明日香法制定40周年記念誌

2021年(令和3年)8月 発行

編集・発行 奈良県 明日香村

〒634-0111 奈良県高市郡明日香村岡55番地

TEL 0744-54-2001 FAX 0744-54-2440

編集協力 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

明日香法

—「日本のこころのふるさと」を守り活かす法—

